

お客様各位

しののめ信用金庫

「未利用口座管理手数料」の対象口座の拡大に係るお知らせ

平素は、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和2年10月1日以降に開設いただいた普通預金口座につきましては、恒常的なご利用のお願いと当該口座の不正利用防止の観点から、長期間ご利用のない場合には「未利用口座管理手数料」および「自動解約」の対象とさせていただきます。

この度、令和2年9月30日以前に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座につきましても「未利用口座管理手数料」および「自動解約」を適用させていただくこととなりました。

また、本件に伴い「普通預金規定（無利息型普通預金を含む）」および「貯蓄預金規定」を改正いたしますので併せてお知らせいたします。

今後ともお客様へのサービス維持・向上に努めてまいりますので何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料対象口座

	対象口座※	基準日
変更前	令和2年10月1日以降に開設された口座	令和2年10月1日
変更後	令和2年10月1日以降に開設された口座	令和2年10月1日
	令和2年9月30日以前に開設された口座	令和4年7月1日

※なお、対象口座は普通預金（無利息型普通預金口座を含む）、総合口座および貯蓄預金となります。

2. 未利用口座管理手数料の概要

対象となる口座	最後の預入れ・払戻し等によるお取引（決算利息の預入れ、本手数料の払戻し等は除きます）から2年以上、一度もお取引がなく、残高10,000円未満の口座。
対象外となる口座	①当該口座の預金残高が10,000円以上の口座。 ②定期性預金・融資・預かり資産・保険等のお取引引きをいただいているお客様は、未利用口座をお持ちの場合でも本件の対象とはなりません。
手数料	年間1,320円（税込） 未利用口座の対象となったお客様には、事前に書面により通知いたします。 通知後（発送の事実を以ってご案内したものといたします）、一定期間お取引がない場合、当該口座から手数料を引き落としいたします。 なお、翌年度以降も引き続き対象口座となった場合、通知は省略いたします。
自動解約	口座残高が管理手数料に満たない場合、残高全額を同手数料に充当のうえ同口座を自動的に解約いたします。 なお、本手数料の返却および解約された口座の再利用はできません。

以上